

1

雇用対策

在籍型出向を支援する産業雇用安定助成金を創設——厚労省

厚生労働省は2月5日、「産業雇用安定助成金」を創設、施行することを公表した。令和2（2020）年度第三次補正予算において46億円が計上された。

今般の新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、在籍型出向により労働者の雇用を維持する場合に、「出向運営経費」として出向元・先の計で1日当たり1万2,000円を上限に助成。教育訓練や機器・備品の整備などの出向に要する措置を行った場合に、「出向初期経費」として出向元・出向先にそれぞれ1人あたり10万円を助成する。宿泊業、飲食サービス業といったコロナ禍が直撃した業種から受け入れるなど一定の要件を満たす場合は、5万円が加算されて15万円になる。出向による雇用維持を図るための助成としては、雇用調整助成金もある。産業雇用安定助成金は雇用調整助成金と異なり、出向元だけでなく出向先にも助成するほか、賃金だけでなく出向の運営・成立に要した経費も助成するという特徴がある。

出向元と出向先のマッチングにおいては、公益財団法人産業雇用安定センターによる支援に0.4億円が第三次補正予算で計上された。

雇用調整を目的とする出向に助成

「産業雇用安定助成金」制度のポイントは、①全国および都道府県協会の設置・運営等による雇用シェアリングの情報連携や理解促進②自治体等が運営するマッチングサイトや労使団体・業界団体等が保有する出向に関す

る情報と産業雇用安定センターが連携したマッチング支援体制の強化③在籍型出向を支援するため、出向元・出向先双方に対する助成金の創設による企業へのインセンティブの付与——の3点。助成金受給までの流れは、①出向元事業主と出向先事業主との契約、労働組合等との協定、出向予定者の同意②出向計画届の都道府県労働局またはハローワークへの提出③出向の実施④支給申請、助成金受給——となっている。

助成の対象となるのは「雇用調整を目的とする出向」。雇用維持を図るための助成で、出向期間終了後は元の事業所に戻って働くことが前提となる。出向先で別の人を離職させるなど玉突き出向を行っていないことといった要件がある。

最大で一日当たり1万2,000円

助成される経費は「出向運営経費」と「出向初期経費」の2種類。このうち「出向運営経費」は、出向元事業主および出向先事業主が負担する賃金、教育訓練および労務管理に関する調整経費等、出向中に要する経費の一部を助成する。出向元が労働者の解雇等を行っていない場合、一日当たり出向元・先の計で1万2,000円を上限に中小企業では10分の9が、中小企業以外では4分の3が助成される。出向元が労働者の解雇等を行っている場合、同じく一日あたり1万2,000円を上限としたうえで中小企業では5分の4が、中小企業以外では3分の2が助成される（表1）。

支給対象となる出向期間は1カ月以

上2年以内。支給限度期間は12カ月となっている。人数は500人が上限。

対象となる労働者は雇用保険被保険者。ただし、①被保険者の期間が6カ月未満の者②解雇を予告されている者、退職願を提出した者、事業主による退職勧奨に応じた者③日雇労働被保険者——のいずれかに該当する者は除く。

コロナ禍直撃の業種からの出向では初期経費の助成額を加算も

「出向初期経費」では、就業規則や出向契約書の整備費用、出向元事業主が出向に際してあらかじめ行う教育訓練、出向先事業主が出向者を受け入れるための機器や備品の整備等、出向実施に要する措置を行った場合に助成する。助成額は出向元・先にそれぞれ1人当たり10万円。一定の要件を満たす場合は5万円の上乗せが行われて15万円となる（表2）。

上乗せの具体的な要件は、①出向元事業主が「運輸業、郵便業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」のいずれである②出向元事業所の生産指標の最近3カ月間の月平均値が前年同期に比べ20%以上減少している③出向先事業主が労働者を異業種から受け入れる場合——のうちいずれかに該当すること。

対象となる経費は①出向先事業主の負担する、出向先事業所における出向労働者に係る什器・OA環境整備費用、被服費等の初度調弁費用にあたる経費②出向元事業所および出向先事業所の職場見学、業務説明会の実施に要する経費③出向元事業所と出向先事業所の間で行われる出向労働者の労働条件、

スケジュールの調整に要する経費④出向元事業所および出向先事業所の就業規則等の整備・改正に要する経費⑤出向元事業所および出向先事業所の出向契約書の作成・締結に要する経費⑥出向元事業所および出向先事業所における教育訓練に要する経費⑦出向労働者の転居に係る経費（事業主がその全部または一部を負担する場合に限る）⑧上記①～⑦の他、出向実施に要すると認められる経費——のいずれか。

このうち⑥の教育訓練に要する経費はOff-JTのみが対象で、OJTは対象とならない。事業主自らが主催して行う事業所内訓練のほか、公共の職業能力開発施設や各種学校等が主催する事業所外訓練も対象となる。訓練の内容は、新型コロナウイルス感染症の影響により集合研修等の実施が難しい状況であることに鑑み、自宅でのインターネットによる学習も対象となっている。

出向命令の必要性には留意が必要

厚生労働省は、在籍型出向を行う際の留意点も示している。在籍型出向を命じるには、労働者の「個別的な同意を得る」かまたは「出向先での賃金・労働条件、出向の期間、復帰の仕方等が就業規則等によって労働者の利益に配慮して整備されている」必要があるとされている。

また、出向の命令がその必要性、対象労働者の選定に係る事情等に照らして、その権利を濫用したものと認められる場合はその命令は無効となるため、出向を行うにあたっては、その必要性や出向期間中の労働条件等について労使の間でよく話し合いを行うことが望まれるとしている。

さらに、出向労働者の出向先での労働条件、出向元における身分等の取り扱い、出向元と出向先との間の出向

契約によって定められるが、それによって定められた権限と責任に応じて、出向元、出向先それぞれの使用者が出向労働者に対して、賃金の支払等、労働基準法や労働安全衛生法等における使用者としての責任を負うことになる点に留意が必要としている。

産業雇用安定センターがマッチングを支援

出向の活用には相手方とのマッチングが重要となるため、産業雇用安定センターが出向元・先の双方の企業に対して、無料でのマッチングを行っている。産業雇用安定センターはプラザ合意後の円高不況を背景に、「失業なき労働移動」を実現するために1987年に設立された公益財団法人。これまでに21万件以上の出向・移籍の成立実績を有している。今回の「産業雇用安定助成金」の利用を検討している企業は、同法人を通じてマッチング相手を探すことも可能となっている。

同法人は既に、新型コロナウイルス感染症の影響を受けての在籍出向をマッチングした実績を挙げている。

例えば、インバウンドの外国人観光客の減少により観光バス運転手の雇用維持に苦慮している一般貸切旅客自動車運送業から、感染症により食料品や衛生資材の輸送やDIY関連商品の出荷が増加してトラック運転手や倉庫関連

の人員確保が急務となった一般貨物自動車運送業への送り出しのマッチングに携わったほか、観光客の減少により接客、調理担当の従業員の雇用維持に苦慮する旅館・ホテルから、病院内の感染防止のため来院者案内のほか、防護服やフェイスシールドの製作等で人手が、必要になるなどした医療機関への送り出しも行った。

また、感染症の影響により輸出が減少しており、これまでは製造技能系社員をグループ企業内で応援出向させてきたが、今回、異業種においてスキルを向上させることにより、品質検査等のレベルの底上げを図りたい自動車部品・付属品製造業から、製品の需要が堅調で、今後も当分はその状況が継続することが見込まれるため、製鉄工・製鋼工の要員確保が必要な一般機械器具製造業への送り出しなどの実績があるという。

産業雇用安定センターによる出向支援の実施、および送出人材の受入促進のため受入企業で必要となるスキルの委託訓練や、理解促進のためのガイダンス実施には、令和2（2020）年度第三次補正予算として0.4億円が計上された。

（調査部）

表1 出向運営経費の助成

	中小企業	中小企業以外
出向元が労働者の解雇等を行っていない場合	9 / 10	3 / 4
出向元が労働者の解雇等を行っている場合	4 / 5	2 / 3
上限額(出向元・先の計)	12,000円/日	

表2 出向初期経費の助成

	出向元事業主	出向先事業主
助成額	各10万円/1人あたり(定額)	
加算額	各5万円/1人あたり(定額)	